

## 納税通知書発送後の電話・窓口でよくあるお問い合わせ

お電話での問い合わせの際は下記について確認させていただきます。

- ①どなたの分か⇒納税通知書の通知書番号、納税義務者氏名、生年月日等
  - ②どなたからの電話か⇒相手方が本人または家族もしくはその他の関係者か
- 個人情報保護のため、ご協力お願いいたします。

通知書番号等を確認できない場合は**税額に関する具体的な説明はいたしかねます。**

ただし、「所得が増えたことや、配偶者控除や扶養控除、社会保険料控除などの所得控除額が減ったことなどにより、税額が増えていることが考えられる」といったような、一般的な説明は可能です。

Q.それでも具体的な説明が欲しいがどうすればよいか？

A.納税通知書を手元に用意していただくか、納税義務者の方の身分証明書(代理の方がおいでになる際には代理の方の分も)をお持ちの上、窓口にお越しく下さい。  
ご用意いただけない場合は、窓口にお越しになっても詳細をお伝えすることはできません。

※個人情報保護のため、ご理解をお願いいたします。

通知書番号等が確認できた場合は**具体的な説明が可能です。**

- ・ すぐに判断、回答できない場合は、折り返しのお電話になる場合もございます。
- ・ 状況次第では、回答に時間を要する場合もございます。予めご了承ください。

具体的なよくあるお問い合わせは次項以降をご確認ください。

担当:市民税課市民税第二・三係  
直通:0172-40-7025,40-7026  
内線568・263・264・241・362

## 目 次

### 1. 一般的なお問い合わせ ～ 市民税県民税の概要、課税内容など

- Q1 「市民税県民税」と「個人住民税」はどう違うのですか？
- Q2 前年度と比べ、税額が増えたのはなぜですか？
- Q3 納税通知書に確定申告した内容が反映されていないのですが・・・。
- Q4 所得・課税証明書に確定申告した内容が反映されていないのですが・・・。
- Q5 市民税県民税は、所得がいくらから課税されるのですか？
- Q6 (税金上の)扶養に入ることができる所得の範囲はいくらまでですか？
- Q7 弘前市から転出したのに、弘前市から納税通知書がきたのはなぜですか？
- Q8 年金からの天引きを止めて納付書で納付したいのですが。
- Q9 死亡した親族の納税通知書が届いたのはなぜですか。
- Q10 源泉徴収票を発行(再発行)してもらうことはできますか？
- Q11 今から申告しても大丈夫ですか？

### 2. 納付関係 ～ 必要に応じて収納課へ引き継ぎます

- Q12 納付書(キップ)が 5 枚同封されているが、どれを使って納付すればいいですか。
- Q13 税額が高くて納めることができません。
- Q14 市民税県民税はどこで納めることができるのですか。  
また、県外からでも納めることはできますか？
- Q15 口座振替で納付したいのですが、手続きはどうしたらいいですか？
- Q16 納付書をなくしたのですが、どうしたらいいですか？
- Q17 納税貯蓄組合に加入(脱退)するにはどうしたらいいですか？

Q18 「口座振替の領収証書」は送られてこないのですか？

Q19 生活が苦しいので減免してほしいです。

### 3. 森林環境税関係

Q20 森林環境税とは何ですか？課税・非課税の基準は何ですか？

Q21 税額はいくらですか？

Q22 新たな税負担ではないか？

Q23 家屋敷課税の者も対象か？

### 4. 退職後の市民税・県民税・森林環境税の納付、再就職した場合

Q24 退職したのにどうして納税通知書が届くのか？

Q25 再就職先から支払われる給与からの天引きに切り替えれるか？

# 1. 一般的なお問い合わせ

Q1 「市民税県民税」と「個人住民税」はどう違うのですか？

A1 どちらも同じ税金を指しています。「個人住民税」を具体的に言うと、弘前市のような「市」では今回の通知のとおり「市民税県民税」となり、「村」であれば村民税県民税となります。年金事務所や税務署などでは、どの場合でも通用するように「個人住民税」と表記しているようです。

Q2 前年度と比べ、税額が増えたのはなぜですか？

A2 税額が増えた理由としては、主に次のようなことが考えられます。

(1)前年より所得が増えたため。

(2)前年より所得(税額)控除額が減ったため。

よくある例	所得控除	配偶者控除、扶養控除、社会保険料控除などが減ったため 医療費控除、ひとり親・寡婦控除を申告していない
	税額控除	寄附金税額控除、住宅借入金等特別税額控除などが減ったため

【税額控除に関する特記事項 令和6年度・7年度のみ適用】

定額減税…令和6年度は本人＋控除対象配偶者＋扶養親族の人数×1万円が減税されましたが、令和7年度は、同一生計配偶者がいる場合にのみ1万円減額となりますので、所得やその他の控除が変わらなくても税額が増える場合があります。

Q3 納税通知書に確定申告した内容が反映されていないのですが…。

A3 5月中旬頃までに市に届いた確定申告書のデータは第1期の課税に反映されておりますが、それ以降に税務署からデータが回送された分は、第1期の課税に反映されていない場合があります。

その場合は第2期以降での課税、または税額変更の処理を行い、対象の方に通知書によりお知らせしますのでご了承ください。

Q4 所得・課税証明書に確定申告した内容が反映されていないのですが…。

A4 5月下旬以降に市へ確定申告書のデータが税務署から回送された場合は、確定申告書の内容が第1期の課税に反映されません。所得・課税証明書についても同様に、確定申告書の内容が反映されていない場合があります。

また税務署からデータの回送が確認できない場合は、確定申告書のデータが税務署から回送されてきてからの処理になります。ご自身にとっての正しい内容の反映がいつ頃になる

か、大変恐れ入りますがこちらでは分かりかねます。

ただし、例外的に確定申告書の控えをご持参いただき、住民税申告書をご提出いただければ、データ回送を待っているよりは幾分早く、課税することや証明書発行ができる場合がありますが、申告内容によっては証明書の即日交付ができない場合がありますので、ご了承ください。

Q5 市民税県民税は所得がいくらから課税されるのですか？

A5 控除対象配偶者や扶養親族がない方は、前年の合計所得金額が38万円を超えると課税されます。この場合、給与であれば収入が103万円、年金であれば収入98万円(65歳未満)、148万円(65歳以上)を超えると課税されます。

なお、市民税県民税が課税になる合計所得金額は、控除対象配偶者や扶養親族の人数によって変わります。

また、ひとり親・寡婦、障害者、未成年の方については、控除対象配偶者や扶養親族の人数にかかわらず、前年の合計所得金額が135万円以下(給与収入で204万4千円未満)であれば市民税県民税は課税されません。

※詳細は市ホームページ

くらし ⇒ 税金 ⇒ 個人の市民税・県民税・森林環境税 ⇒ // とは ⇒【ページ中部】計算例  
《PDF》非課税となる収入(給与・年金)・扶養控除等の要件収入上限一覧 をご参照ください

Q6 (税金上の)扶養に入ることができる所得の範囲はいくらまでですか？

A6 前年の合計所得金額が 58万円以下の方です(令和7年度分以前は48万円以下)。

給与の場合、収入が123万円、年金収入の場合118万円(65歳未満)、168万円(65歳以上)以下であれば(税金上の)扶養に入ることができます。

※「収入」と「所得」は異なりますのでご注意ください。

※社会保険などの保険上の扶養とは異なりますのでご注意ください。

Q7 弘前市から転出したのに、弘前市から納税通知書が届いたのはなぜですか？

A7 市民税県民税は、原則その年の1月1日時点で住んでいた(住民登録のある)市町村で課税となるため、1月2日以降に転出した場合でも、その年度は弘前市から課税となります。

Q8 年金からの天引きを止めて、納付書または口座振替で納付したいのですが。

A8 前年中に公的年金の支払いを受けた方で、天引きが開始される年の4月1日時点で65歳以上の方は、原則、公的年金にかかる課税分は公的年金からの天引き(特別徴収)になります。本制度は、納税の便宜を図るために平成21年10月から開始しましたが、本人の意思に

よる選択は認められておりません。

Q9 死亡した親族の納税通知書が届いたのはなぜですか？

A9 市民税県民税はその年の1月1日が基準日になりますので、1月2日以降にお亡くなりの方の市民税県民税は親族が相続し、納付していただくことになります。

こちらで相続人調査をした結果、相続人の代表と思われる方に送付しています。そのまま納付される場合は手続きは不要ですが、相続放棄や別の方が相続人代表になる場合は、同封の相続人指定届による手続きが必要になります。

Q10 源泉徴収票を発行(再発行)してもらうことはできますか？

A10 源泉徴収票は勤務先で発行するもので、市では発行しておりません。

なお、所得金額や市民税県民税額がわかるものとしては、年度ごとに所得・課税証明書(1通300円)を発行しています。

Q11 今から申告しても大丈夫ですか？

A11 市民税県民税の申告は受付可能ですが、本来の申告期限は3月15日(3月15日が土・日曜日だった場合は翌平日)までとなっておりますので、今後は期限までに申告を済ませるようお願いいたします。

なお、申告期限後は、市役所では市民税県民税申告のみの受付となります。所得税の納付・還付が関係する方は、お手数ですが、弘前税務署(0172-32-0331)に電話でご予約のうえ、確定申告をしてください。

## 2. 納付関係

【問い合わせ先】

### ① 納税相談

収納課 収納第一係	内線 236、389、390、391	直通 40-7032
収納第二係	内線 392、393、403、453	直通 40-7033

### ② 口座振替の申込や変更・廃止、納税貯蓄組合

収納課 納税推進係	内線 235、388	直通 40-7031
-----------	------------	------------

### ③ 納付方法(スマホ決済等)や市税等の還付

収納課 納税管理係	内線 387、407、441	直通 40-7030
-----------	----------------	------------

Q12 納付書(キップ)が5枚同封されているが、どれを使って納付すればいいですか。

A12 5枚同封されている場合、1枚は全期(1~4期)分、残り4枚は各期別毎に分かれています。全期分を一括で納付される場合のみ全期分をご利用ください。

Q13 税額が高くて納めることができません。

A13 分割、徴収の猶予などの相談ができますので、問い合わせ先①にご連絡ください。

Q14 市民税県民税は、どこで納めることができるのですか。また、県外からでも納めることはできますか？

A14 納税通知書に記載された金融機関やコンビニ、全国のゆうちょ銀行(郵便局を含む)、スマホ決済アプリ(利用可能な決済アプリは納付書裏面をご覧ください)、弘前市役所会計課、各支所・出張所(8:30～9:00,15:00～17:00)で納めることができます。

また、地方税統一 QR コードが記載されている納付書については、全国の地方統一 QR コード対応金融機関やペイアプリ、クレジットカードでの納付が可能です。

ただし、コンビニ取扱期限を過ぎたものやバーコードの印字のないものはコンビニやスマホ決済アプリで納付することはできません。

なお、弘前市役所会計課、各支所・出張所、コンビニ店頭、金融機関窓口での決済方法は現金のみとなります。

Q15 口座振替で納付したいのですが、手続きはどうしたらいいですか？

A15 市役所収納課、岩木・相馬総合支所・各出張所、市内の金融機関(農協を含む)や郵便局で申し込みできます。口座振替をやめる場合は金融機関にて手続きが必要です。(口座振替開始になるのは金融機関から収納課へ申込書が到着した翌月からになります。)

持参するものは、納税通知書と預貯金通帳・通帳届出印です。(収納課の窓口であれば、預貯金通帳・通帳届出印の代わりにキャッシュカードを専用端末に読み込ませ、暗唱番号を入力することで申込できます。)

#### 【利用できる方】

納税通知書に記載の金融機関の本店または支店(所)に普通預金・当座預金・納税準備預金のいずれかの口座をお持ちの方、またはゆうちょ銀行に貯金口座をお持ちの方が利用できます。

Q16 納付書を失くしたのですが、どうしたらいいですか？

A16 収納課で再発行できますので、問い合わせ先①にご連絡ください。

Q17 納税貯蓄組合に加入(脱退)するにはどうしたらいいですか？

A17 お住まいの地区の納税貯蓄組合長にお申し出ください。加入(脱退)届が組合を通して市に提出されます。

Q18 「口座振替(自動払込)の領収証書」は送られてこないのですか？

A18 口座振替(自動払込)による領収証書は送付しておりません。

※税の申告(国税・市民税県民税)の際に、社会保険料控除に使用する国民健康保険料納付額の確認は、通帳を持参するか、通帳のコピーでもよいとされております。

Q19 生活が苦しいので減免してほしいです。

A19 退職・失業・病気等で収入が減少した場合であっても、ご本人だけでなく、同一生計とみなされるご家族の世帯収入等が生活保護基準程度でなければ、減免となりません。

生活保護受給中の方であれば、減免の対象となります。

※詳細については納税通知書をお手元にご用意のうえお電話いただくか、窓口にお越しください。

### 3. 森林環境税関係

Q20 森林環境税とは何ですか？課税・非課税の基準は何ですか？

A20 森林環境税は、地球温暖化防止や災害防止等の公益的機能を有し、その整備等に必要な財源を確保するため、国民皆で協力し合い均等に負担していただく国税です。

生活保護法に規定する「生活扶助」を受けている方や「障害者」・「未成年者」・「寡婦」・「ひとり親」で前年の合計所得金額が135万円以下の方、前年の合計所得金額が個人住民税非課税基準以下の方は課税されません。

Q21 税額はいくらですか？

A21 年額1,000円です。

Q22 新たな税負担ではないか？

A22 平成26年度から始まった東日本大震災からの復興を目的として全国的に実施された防災施策の財源確保による個人住民税均等割引上措置1,000円が令和5年度で終了し、令和6年度より森林環境税が同額で賦課徴収されているため、新たな税負担は生じていません。

Q23 家屋敷課税の者も対象か？

A23 対象外です。

## 4. 退職後の市民税・県民税・森林環境税の納付、再就職した場合

Q.24 退職したのにどうして納税通知書が届くのか？

A.24 会社等に勤務されている方の市民税・県民税・森林環境税は、本来6月から翌年5月までの12回に分けて毎月の給与から差し引かれ、会社等の給与支払者(特別徴収義務者)が市役所へ納入することになっています(給与からの特別徴収)。

この間に退職に伴って、勤務先の給与から市民税・県民税・森林環境税を差し引かれなかった場合は、その差し引かれなかった額は退職時に給与または退職手当から一括して差し引く方法か、または、個人で納付する方法(普通徴収)に切り替わります。

また、市民税・県民税・森林環境税は所得税と違い、前年の所得に基づいて課税されているため、退職した場合でも納付が必要となります。

### 【個人で納付する方法(普通徴収)】

個人で納付書により納付していただく普通徴収の納期は、年4回(6月末日、9月末日、11月末日、翌年2月末日)に分かれています。

退職に伴い給与から特別徴収されなかった額を納付していただくための納付書を、勤務先から市役所に届け出があった翌月以降にご自宅へお送りします。

【例】年税額 360,000 円の方が7月末日で退職し、勤務先から8月に届け出があった場合

⇒第1期の納期限が過ぎているため、8月から翌年5月までの差し引かれなかった合計額 300,000円を第2期、第3期、第4期の3回に分けて納付していただきます。

【特別徴収：給与から差し引く額(円)】

年税額	徴収済額		未徴収額(給与から差し引かれなかった)										
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
360,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
	60,000		300,000										

【普通徴収：個人で納付する額(円)】

納付額	第1期	第2期	第3期	第4期
300,000		100,000	100,000	100,000
納期	6月末	9月末	11月末	2月末

Q.25 再就職先から支払われる給与からの天引きに切り替えられるか？

A.25 再就職された年度の市民税・県民税・森林環境税を「給与から差し引く(特別徴収)」へ切り替えることができます。

新しい勤務先の給与担当者に納税通知書をお渡しし、特別徴収への切り替えを依頼してください。  
 なお、特別徴収に切り替えできるのは、納期限が過ぎていない納期分に限りまので、納期限が過ぎていない納期分については個人で納付書により納付してください。